


環境省・オフセット・クレジット(J-VÉR)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成 23年 2月21日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VÉR)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名				
十勝地域における昭和工業(株)BDF活用プロジェクト ～環境モデル都市帯広市を中心とした十勝の低炭素社会への貢献プロジェクト～				
【依頼者】プロジェクト代表事業者				
事業者名(フリガナ)	昭和工業株式会社 (ショウワコウギョウカブシカイシャ)			
住所	帯広市西18条南1丁目14番地			
代表者氏名	神田龍一	代表者役職		代表取締役
担当者氏名	英 真示	担当者 所属部署・役職		総務部総務課 総務課長
担当者 E-mail	s.hanabusa@syouwa-kk.com	担当者電話番号	0155-33-3405	
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者				
プロジェクト事業者名	昭和工業株式会社 (ショウワコウギョウカブシカイシャ)			
プロジェクト参加者名	大丸藤井株式会社 (オオマルフジイカブシカイシャ)			
オフセット・クレジット(J-VÉR)取得予定者				
事業者名(フリガナ)	昭和工業株式会社 (ショウワコウギョウカブシカイシャ)			
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。			
妥当性確認・検証機関				
妥当性確認機関名	株式会社トーマツ審査評価機構			
検証機関名	株式会社トーマツ審査評価機構			

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	0069
プロジェクト登録日	平成 23 年 1 月 19 日
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>目的 環境モデル都市帯広市を中心とした十勝全域の低炭素社会への貢献活動</p> <p>内容 地域住民や地域の飲食店からご提供頂いた廃食油を BDF 化し、運搬用車両の化石燃料の代替として BDF を使用することで CO2 を削減する。このプロジェクトによって創出されたクレジットによる資金を(仮称)帯広市環境基金に寄付することにより、地域の省エネ・新エネの開発や取組に資金が循環し、低炭素な地域作りに波及していくことを期待している。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>適格性条件 1: 一般家庭や飲食店等で使用された廃食用油であり、以前は未利用であった。</p> <p>適格性条件 2: バイオディーゼル燃料の精製方式は、メタノールを用いたエステル交換方式である。</p> <p>適格性条件 3: 精製されるバイオディーゼル燃料により代替される車両の燃料は軽油である。</p> <p>適格性条件 4: プロジェクト使用する BDF 燃料は、全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会モニタリング規格を満たしている。</p> <p>適格性条件 5: 対象車両は道路交通法に規程される公道を走る車両であり、要件を満たしている。また、PJ 対象車両は特定可能であり、車検を取得している。車両・運行管理、トラブル発生時の対応に問題はない。</p> <p>上記のように、適格性 1~5 まで本 PJ は、すべて条件を満たしている。</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>道路運送車両法: バイオディーゼル燃料を使用するプロジェクト対象車両は全て、「バイオディーゼル燃料の併用使用」で車検証を取得している。</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

消防法：廃食用油、メタノール、バイオディーゼル燃料等を一定量貯蔵し、取り扱うため、危険物製造所設置許可書を提出している。

【採用技術】

バイオディーゼル精製機器（D/Oil400A 型-400N 型）を用い、廃食用油からバイオディーゼル燃料を精製する。廃油回収用として車輛 2 台を使用している。プロジェクト対象車輛は、主に公共事業で使用する運搬車輛 計 13 台である。

【モニタリング方法】

ベースライン排出量：廃食用油を原料とした BDF 原料が利用されず、これまでと同じ化石燃料（軽油）の使用を想定している。本 PJ の BDF 使用量は精度管理された計量器を使用し、パターン B（実測）を適用する。

プロジェクト排出量：PJ 排出量の按分係数を変更した。登録時は「本 PJ の BDF 使用量/総 BDF 製造量」としていた。変更後は、「本 PJ の BDF 使用量/（総 BDF 製造量-自家消費 BDF）」とした。本 PJ の自家消費に使用した BDF の製造に係わる排出量を本 PJ 排出量として考慮するためである。当該変更で PJ 排出量は増え、削減量は減るため、保守的な変更である。電力、メタノールおよびガソリン使用量はパターン A-1（購買伝票）を元に BDF 使用量/（総 BDF 製造量-自家消費 BDF）で按分し、パターン C により算定する。廃食用油の回収に使用する軽油については、1 台はパターン A-1（購買伝票）を元に BDF 使用量/（総 BDF 製造量-自家消費 BDF）で按分し、他の 1 台は、年間走行距離をもとに、パターン C により算定する。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

当該モニタリングプラン記載のモニタリング方法は、方法論に全て準拠している。

【モニタリング体制】

各モニタリングポイントの把握に関してはプロジェクト事業者である昭和工業㈱の担当社員が実測あるいは購買伝票を基に、電子データ化し管理する。各担当から報告のあった電子データおよび元データを総務課長が確認後、モニタリング報告書にまとめ、算定責任者である社長が確認をしている。また、データ測定・算定が適正に行われているか年 1 回程度、取締役土木部長により内部監査を実施し、モニタリング内容に不備が無いように徹底させて行うこととする。

【QA / QC 体制】

教育訓練：J-Ver 制度に参加することを全社員に周知させることから始め、モニタリング体制図に記載されている各担当者、各責任者においては、モニタリング計画書を基に各業務、各データがどう本プロジェクトに関わりを持っているかを徹底周知させる。各担当者にはチェックリストに基づいてデータの入力、確認を行わせる。データの保管についても決められた場所に保管しすぐに取り出せるようにしている。QA/QC に関しては取得済みである北海道マネジメントシステムに準じて行うこととしている。

		<p>情報管理：モニタリングに使用したデータは、電子データ化し保管する。また、データの証憑類は、総務課長および担当事務員により保管する。</p> <p>内部監査：データ測定・算定が適切に行われているか、年 1 回程度監査を実施する。万が一問題があれば、再度教育訓練を実施する。</p> <p>測定機器の維持：測定器の維持については、取扱説明書に従い、各担当者が適切に管理し、法定期間に基づいた点検、整備を行うこととする。</p> <p>(その他特筆すべき事項) なし</p>					
モニタリング結果概要 ²		<p><input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。</p> <p>(その他特筆すべき事項) モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施したが、PJ 排出量の算定方法を保守的な方法に変更した。(プロジェクト概要「プロジェクト排出量」参照)</p>					
適用モニタリング方法ガイドライン		<p>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (排出削減プロジェクト用) ver.2.4</p>					
適用方法論		方法論番号	SS-E004 ver.6.0				
		方法論名称	廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両等における利用に関する方法論				
モニタリング結果							
モニタリング期間		2010年 4月 10日～ 2010年 12月 31日					
モニタリング対象面積		<方法論R001・R002・R003のみ>					
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2			10			10
認証依頼削減・吸収量		10t-CO2					

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名: <u>昭和工業株式会社</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p>類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: http://www.syouwa-kk.com/

出版物(環境報告書/定期刊行物)

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者 (プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要)			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以上

